

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

1 工 事 名 国指定重要文化財熊本城宇土櫓（五階櫓）解体保存工事

2 請 負 金 額 1, 284, 976, 000円

3 契約の相手方 大林・岩永特定建設工事共同企業体

代表者 福岡市博多区下川端町9番12号

株式会社 大林組 九州支店

執行役員支店長 上田 哲夫

熊本市中央区南熊本4丁目8番32号

株式会社 岩永組

代表取締役 岩永 一宏

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。